

公益財団法人東京コミュニティー財団 資金運用規程

(目的)

第1条 本規程は、当財団の基本財産、及び当財団が管理する基金資産の資金運用の管理に関する基本的事項を定めることにより、当財団の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(運用の基本原則)

第2条 当財団の資金運用については、理事会が運用方針、外部サービスを含めた運用形態等を決定することとする。

運用に関わる者は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

但し、円建ての預貯金のみの資金運用については、本規程の適用外とする。

- 2 第13条に定める運用責任者は、第3条に定める資金区分ごとの運用方針を立案し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 第13条に定める運用責任者は、理事会の承認のもとの運用状況等を管理し、定期的に理事会等に報告する。

(資金区分と運用方針)

第3条 本規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分、及び運用方針、並びに第4条、第5条により行うものとする。

(1) 基本財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するものとする。

(2) 財団が管理する基金の資産等

当財団が運営する基金の財産額、運用可能期間、基金の助成方針等、その資金の特性を勘案し、適正な資金運用に努めるものとする。

(外部サービスの利用)

第4条 資金運用は、当財団による自己運用の他、外部の金融機関が提供する投資一任契約等の運用サービスを利用できるものとする。

(資金運用の投資対象)

第5条 資金運用の投資対象は、次のとおりとする。また、以下の複数の投資対象を組み合わせる運用することができる。

- (1) 円建て及び外貨建ての預貯金
- (2) 円建て及び外貨建ての債券
- (3) 円建て及び外貨建ての株式 (ETF、REIT) 等の上場投信を含む
- (4) 円建て及び外貨建ての金銭債権流動化商品

- (5) 1号から4号を主な投資対象とする円建て及び外貨建ての投資信託
- (6) その他、理事会が本規程第2条の原則に適合すると判断し、承認した運用対象

(債券等の信用格付け)

第6条 本規程第5条の(2)及び(4)に定める債券並びに金銭債権の資産流動化商品(両者を併せて以下「債券等」という)の範囲は、次の「格付機関」いずれかから、下記の格付けを取得しているものとする。

- (1) 格付機関
 - ①ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
 - ②スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
 - ③格付け投資情報センター (R&I)
 - ④日本格付研究所 (JCR)
 - ⑤フィッチ (Fitch Ratings)
- (2) 取得基準格付け
A格以上
- (3) 保有基準格付け
BBB格以上

(超長期債等)

第7条 債券等の償還年限が20年を超えるものの割合が全体の10%を超えて取得できないものとする。

(債券等の保有割合制限)

第8条 債券等への投資金額は下記の保有割合制限を超えてはならない。ただし、日本国債についてはこの限りでない。

- (1) 同一の発行体が全資産に占める構成比率5%
- (2) 同一の産業あるいは類似する発行体が全資産に占める構成比率10%
- (3) 同一外国為替の変動で収入や元本も変動する有価証券(投資スキーム)が全運用資産に占める構成比率5%
- (4) 金利差、株価、流動化債権、不動産、その他等、収入や元本の変動の源泉が同一あるいは類似と考えられる有価証券(投資スキーム)が全資産に占める構成比率5%

(運用報告)

第9条 運用責任者は定期的、あるいは必要に応じて随時に資金の運用状況を理事会に報告する。

- 1 全運用資産から生じた利子、売却損益、分配金、配当金等の合計
- 2 全ての債券等の個別有価証券の時価
- 3 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等のロスカット・ルール)

第10条 債券等の格下げ等により、本規程第6条第3号に規定する保有基準格付けに抵触した場合には、本規程第12条に定める資金運用執行責任者は代表理事と協議の上、直ちに売却できるものとする。

(理事会の職務)

第11条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第13条に規定する資金の運用方針を審議し議決する。

但し、円建ての預貯金のみ資金運用については、事業計画書をもって承認とする。

- 2 資金運用を管理・監督するため第9条に規定する運用報告については、年度の運用方針・運用計画に基づき、運用責任者より理事会に少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。
- 3 理事会は、少なくとも年1回又は必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 4 理事会は定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における運用方針、運用状況及びその結果を報告する。
但し、円建ての預貯金のみ資金運用については、事業報告をもって運用報告とする。
臨時評議員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

(運用責任者の選任)

第12条 理事会において、理事の中から運用責任者を任命することができる。また、運用責任者を複数名選任することができる。

- 2 理事会は運用責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(運用責任者の職務)

第13条 運用責任者は、理事会の承認を得た運用方針に基づき、第4条及び第5条等に関する運用計画案を策定する。また、運用責任者が複数名選任された場合、運用責任者による合議制で運用責任者の職務にあたることができる。

- 2 運用責任者は、運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 運用責任者は、資金運用の執行補助者として運用担当者を任命することができる。
- 4 運用担当者は、第11条第1項に規定する資金運用の執行方針及び計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に運用責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(監事の職務)

第14条 監事は、運用責任者、運用担当者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(附則)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

本規程は、2018年4月5日より施行する。

本規程は、2023年11月28日に改定する。